

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が、本年7月末頃から大幅に増加したことを受け、全国各地の市立小・中学校においては、臨時休業、分散登校、オンラインを活用した特例の授業（以下「オンライン授業」といい、対面授業との組み合わせによるハイブリッド形式の授業を含む。）など、様々な取組が進められた。

指定都市においても、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりに最適化された学びを実現するために、教育委員会と学校現場が一体となって、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を行っている。

そのような状況の中、国からの通知では、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の指導要録上の出欠の扱いについて、登校できなかった日数を「欠席日数」としては記録しないことが示された。また、感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録することも可能であると示されている。このことについては、進学面等での不利益を回避するための取扱いとして、一定の理解を示すものである。

しかしながら、オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の取扱いについて、現状では、それぞれの最適な判断として、児童生徒及び保護者との共通理解のもと、出席扱いとする地方自治体もあれば、国の通知に基づき出席停止扱いとする地方自治体もあるなど、対応が分かれているのが現状である。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためのより確実な手段としてオンライン授業を希望する家庭からは、他の児童生徒と同様に授業を受けているのに、なぜ出席停止という対応になるのかといった戸惑いや、他の地方自治体との取扱いとの違いに対する不満の声等も寄せられている。

以上のことから、国においては、繰り返される新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後も、各地方自治体においてオンライン授業が実施される可能性を考慮し、下記について至急対応するよう強く求めるものである。

記

緊急事態宣言下など明確な基準が定められている期間内において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として学校が実施するオンライン授業に参加した児童生徒については、特殊な状況下における児童生徒の教育機会を多様な手段で確保するという観点から、戸惑いや不満がある児童生徒及び保護者がいることを踏まえ、一定の要件を示したうえで、出席停止とは異なる取扱いについて検討すること。

また、新たな学びの形であるオンライン授業全般について、今後、指定都市をはじめとする各地方自治体の取組や課題等を踏まえて、検証を行うこと。

令和3年10月12日
指定都市市長会